

意見書

2023年5月8日

総務省総合通信基盤局  
電気通信技術システム課番号企画室 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話

050-6875-3990

電子メールアドレス

sec@jusa.jp

携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
<p>総論</p>	<p>番号ポータビリティは電話サービスの利用者自らが利用する電気通信番号の使用を維持しながら、より良い事業者・サービスへ乗り換えることを可能とするものであり、市民に確保されるべき権利です。今回の改正案はポータビリティをより改善し、利用者の利益をより強固にするだけでなく、結果的に電話サービスを提供する事業者間の公正な競争を促進することになります。そのため本改正案に賛同します。</p> <p>一方で、固定系電話で使われている特定 IP 電話（050 電話）の電気通信番号は番号ポータビリティの対象外であることから、この実現に向けた検討が行われることを希望します。</p>
<p>3 番号ポータビリティの実施</p> <p>携帯電話事業者（MNO及びMVNO）は、電気通信番号計画第3の表電気通信番号の使用に関する条件欄の規定に基づき、全ての携帯電話事業者間で双方向での番号ポータビリティを可能とするとともに、番号ポータビリティの実施に当たり次の事項を確保すること。</p> <p>（中略）</p> <p>（2） 携帯電話番号の指定を受けていない携帯電話事業者による番号ポータビリティ</p> <p>MVNOが携帯電話役務を提供する場合※は、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に基づき、携帯電話番号の指定を受けた携帯電話</p>	<p>電気通信番号の非指定事業者の番号ポータビリティが、番号指定事業者のそれと同等に取り扱われることは利用者の利益となるため本改正案に賛同します。</p> <p>一方で、固定電話番号や着信課金番号についても番号指定事業者と番号非指定事業者間の番号ポータビリティが円滑に行われるようその運用の扱いについて今後議論されることが必要です。またその議論には非指定事業者も議論に参加することが必要であると考えます。</p>

事業者は、当該MVNOの利用者に付された当該携帯電話番号について、利用者において番号ポータビリティが可能となるための措置を講ずること。また、特に、今後新規に市場参入するMVNOにおいても、参入当初から双方向で携帯電話役務の番号ポータビリティを可能とすること。